

# 公益財団法人大田区産業振興協会 ビジネスサポートサービス（専門家派遣）実施要綱

（平成21年4月1日要綱第33号）

## （目的）

第1条 この要綱は、経営の改善や新事業開拓などに取り組む中小企業者に対し、公益財団法人大田区産業振興協会（以下「本協会」という。）が、専門知識を有する人材（以下「支援協力者」という。）を派遣し、問題解決や計画づくりなどを支援するビジネスサポートサービス（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## （支援対象）

第2条 本事業の支援対象者は、個人又は中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は会社法第2条第1項に規定する会社（大会社を除く）、有限責任事業組合契約に関する法律第3条に規定する営利を目的とする有限責任事業組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する法人のうち、基本財産5千万円以下若しくは従業員数50人以下の収益事業を営む団体等であって、大田区に本社または事業所を有する者とする。

## （支援の申込）

第3条 本事業の支援を受けようとする者（以下「相談者」という）は、「ビジネスサポートサービス相談依頼申込書」（別記様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

## （支援の決定）

第4条 理事長は、前条の規定による申込があったときには、その内容を審査し、支援することが適当であると認めた場合には、速やかに申込内容に適した支援協力者を選定し、支援にあたらせるものとする。

## （支援協力者の活動）

第5条 前条により選定された支援協力者は、相談者に対し面談、文書、電子メールまたは電話による支援活動を行う。

2 支援活動は、1案件につき概ね15時間を限度とする。

3 支援活動は、相談者の事業所のほか大田区産業プラザ等で行う。

## （支援協力者の公募）

第6条 理事長は本事業を円滑に遂行するため、支援協力者を公募しなければならない。

2 前項の公募は、本協会ホームページ等により、謝礼金額、資格要件等必要な事項を公告しなければならない。

3 前項に基づき応募しようとする者は、「ビジネスサポートサービス支援協力者申込

書」(別記第2号様式)を理事長に提出しなければならない。

(支援協力者の委託)

第7条 理事長は、前条に基づく申込があったときには、その内容について審査を行うものとする。

2 審査に係る要領は別に定める。

3 理事長は、審査の結果に基づき、支援協力者として適切であると認められた場合には、「委託契約」(別記第3号様式)を締結することができる。

(委託期間)

第8条 支援協力者の委託期間は委託契約日から同年度末までとし、期間経過により委託契約は当然に終了する。

(再度の委託)

第9条 委託期間終了後に、支援協力者として再委託を受けようとする者は、委託期間中であっても第6条に基づく募集に応募することができるものとする。

2 理事長は、前項に基づく申込を受けたときは、前委託期間中の業務実績等について審査を行うものとする。

3 前項の審査に係る要領については別に定める。

4 理事長は、審査の結果に基づき再委託することが適当であると認められたときは、支援協力者として委託契約を締結することができる。

5 理事長は、委託継続が適当でないと判断する場合は、委託期間中であっても委託契約を解除することができる。

(遵守事項)

第10条 支援協力者は、委託契約の「個人情報および機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守しなければならない。

(報告)

第11条 支援協力者は毎回の支援活動終了後14日以内に「業務報告書」(別記第4号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 相談者は支援を受けた後別記第5号様式によるアンケート票を理事長に提出しなければならない。

(謝金)

第12条 理事長は、業務報告書の提出を受けた場合、その内容を確認のうえ別表1に定めた謝金を支援協力者に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第9条の規定は、決定日から施行する。なお、第9条第1項の対象は平成28年4月1日以降に委嘱されたビジネスサポーターに限る。(平成28年12月28日決定)

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表1（第12条関係）

1 一般支援協力者

面談相談	1時間あたり 6,000円 (15分あたり、1,500円)
文書、電子メール、FAXによる相談	A4版(1600文字程度)1枚あたり 4,000円 (400文字あたり、1,000円)
電話による相談、	1時間あたり 3,000円 (10分あたり 500円)

2 弁護士、弁理士、公認会計士、司法書士

面談相談	1時間あたり 12,000円 (15分あたり、3,000円)
文書、電子メール、FAXによる相談	A4版(1600文字程度)1枚あたり 8,000円 (400文字あたり、2,000円)
電話による相談	1時間あたり 6,000円 (10分あたり 1,000円)